

令和 7 年 1 2 月第 8 回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番 吉川 裕三

2 番 川村 太志

3 番 永野 栄一

4 番 松繁 美和

5 番 白石 伸一

7 番 中山 百合

8 番 大石 教政

9 番 澤田 康雄

1 0 番 岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗

主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣

副町長 高橋 清人

教育長 大西 千之

総務課長 田岡 学

住民生活課長 前田 幸二

政策企画課長 澤田 直弘

まちづくり推進課長 田岡 明

建設課長 中西 一洋

健康福祉課長 澤田 真紀

病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案第 9 0 号 本山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 2. 議案第 1 0 1 号 工事請負契約の変更について

日程第 3. 発議第 1 号 弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書
(案)

日程第 4. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 5. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資

源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件
追加日程第1．議案第102号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第6号）

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1．議案第90号 本山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（岩本誠生さん）日程第1、議案第90号 本山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を許します。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）この中の3ページですけれども、3ページの中の項第16条ですが、乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等の通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないというこの記載があります。

このもう4月1日から始まるということですので、作成とか、規程の作成状況はどのようなになっているかお聞きいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

この乳児等通園支援事業者がこの事業を行う場合に、定めておかなければならない規程でございますので、今後そういった事業者が、実施をしたいという事業者があれば、1から11に関する事項の規程は定めておかなければならないというふうになっておりますが、本山町では今想定されるのは、保育所での受け入れでございますので、当然保育所では、この1から11の項目につきましては、規程を定めておりますので、実施ができると、保育所では実施ができるというふうに考えております。

これは、事業所が規定をするものでございますので、また、参入等の申請がございませんので、今のところはその事業者以外ありませんので規程は今のところはない。策定をして、うちでは申請はないです。民間の事業者が策定をする、別途策定するものです。事業実施を

する。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） 事業所がするということで、素案がないということなんだと思いますけれども、4 月 1 日から始まるので、間に合うかなということも心配されるのと。

それともう一つ、この、これはちょっと別途だと思うんですけども、一時預かりと誰でも通園制度のさび分けですよ。

多分一時預かりとか、誰でも通園制度になったら、その教室とか、部屋がどのようになるのかなということがちょっと不安でございますけれども、それはどのようになっているのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 一時預かりとの違いでございますが、一時預かりは、保護者の立場からどうしても用事があるとか、そういった必要性がある場合に一時預かりを本山町では実施をしておりますが、保育所と言いますか、一時預かりは子育て支援センターのほうで活動をしていただいております。

こども誰でも通園制度は、そういった一時預かりもするわけなんですけど、家庭にいないだけでは得られない、やっぱり他の子どもと一緒に居ることによっていろんな年代の気づきであったりとか、友達関係をつくるとか、そういったところも含めまして、通園を望む保護者に対して行う事業でございます。

場所につきましては、一時預かりも実施をしておりますが、本山町では、余裕型を考えておりますので、それぞれの受入れの年代に余裕がある、0 歳児、6 か月からの受入れになりますが、そういったところへ受入れをしていくというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） 余裕型というのが、ちょっといまいち分からなかったんですけども、例えば 4 月 1 日から始まるので、本当に大事なお子さんを預けるので、このスピード感で非常に心配しているんですけども、大丈夫なんですか。

多分その事業者のほうでまだ申請がないということなんですけれども、やはり 4 月 1 日から始まるので、もう今ちゃんと素案があったりとか、いろんなこともしていけないかなのかなと思うんですけども、分かんないけれども、どうなんですかね。すみません。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） ご心配ありがとうございます。本山町で想定しているのは、もう保育所で受入れていくということに、今のこの要望があればしておりますので、現場とは話をしながら受入れへの体制でありますとか、時間、食事、そういったものを打合せをして、4 月 1 日から安心して受入れができていくように調整はしております。

○7 番（中山百合さん） 了解です。分かりました。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 今の関連して、民間事業者に対しては、先ほどこれに該当するもの

ので対応したいというんですけれども、実際に今教育長が言われたように、保育所で対応、4月1日からするということは、やっぱりこの事業を実施するのに当たっては、やっぱりこれのとりの規程のことをせないかんわけですね。

そういう意味において、いわゆる支援事業者は誰なのか、それから、最大の受入れ人数というか、その3人に1職員以上ですかね、だったらどれぐらいの規模で、保育所で運営をされるのかということについてはやはり検討しておかなければ、ではないかと思いますが。

○議長（岩本誠生さん） 暫時休憩します。

休憩 9：23

再開 9：27

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大西教育長。

○教育長（大西千之さん） すみません。十分に説明がいかなくて。本山町で行われる場合は、現在の保育所を活用しまして、2つ型がありますが、余裕型の支援事業を行うように考えております。

その保育所の基準は、ここにあります基準に合致をしておりますので、ゼロ歳児でしたら6か月からの受入れになりますが、0歳児、1歳児、2歳児という受入れで考えております。

計画としましては、今の時点では、それぞれの年齢で1名ずつを計画にしております。ただ、毎年の子どもの入所によって、保育所、保育士基準にいっぱいになっている場合は、この場合は、受入れができないケースも出てまいります、それは本山町では、一時保育も実施をしておりますので、保護者の皆さんとは協議をしながら対応をしていくようにはしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） ほかに質疑ありませんか。1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） 同僚議員はすごい具体的なことを聞かれましたけれども、基本的なことをちょっとお伺いいたします。

まず、第1条、この条例は児童福祉法という、根拠法令に基づいて乳児等の通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるとまず、当初うたって設備及び運営の基準というのが最低基準と。

第2条に、最低基準の目的とあって、最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、心身ともに健やかに育成されることを保証する。すごいこの最低基準が曖昧なんですけれども、何でこんなに曖昧かというふうに思いましたら、半分以下の人数で保育士資格のない方を入れるということでこのように書いてあるんだと思います。

まず、明るくて、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員となれば、これ設備になります。教育を受けた。それとも、明るくて、素養がある、適切な訓練を受けた職員なのか、衛生的な環境において、これ読み方によったらどうとでも、この最低基準の、これ人が最低基準になっているのか、どうとでも読めるんですけども、これはどう解釈したらいいんです。

まず、明るくてと素養は、職員個人の資質に係っているのか、それとも、明るくて、衛生的な環境のそういうふうな設備のあるところで適切な訓練を受けた人であるのか、これどうとでも読めるような、これ一番大事な最低基準がすごい曖昧になっているんですが、それをかちっと説明していただけないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）この基本的のところなんです、まずは、明るくて、衛生的な環境において、というのは施設のことを指しているというふうに思います。

そして、素養かつ適切な訓練を受けた職員ということで、それぞれこういった乳児等支援において、そういう訓練であるとか、勉強、経験があるとか、そういったところを指している、人のところだというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）これを設備とするのであれば、そういうところで教育を受けたというのは、どういうふうに証明できるんです。

だから自らこれを最低基準ということで、職員の訓練を自ら施設を提供するところが行うのであればいいですけども、入る基準にそういう人を受入れて、これ人が最低基準になっていますから、このこういう要するに職員によって、この設備、乳児等の通園支援事業を行いますとなれば、人が基本になっていますんで、ですから例えば適宜その第3項で最低基準、人の向上を行っていくことによって、基準に満たしていくという、ある程度の評価基準とか、この標準・基準がなければ、これ非常に曖昧になるかと思いますが、その点どう担保していくかについて、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 9 : 3 5

再開 9 : 4 2

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁をさせていただきます。

最低基準の項目の第2条のところでございますが、お話にありました最初のところについては、明るくて、衛生的な環境において、というものについては、最低基準の施設について述べておるところでありまして、その素養があり、かつ、というところは、職員に係るも

ので、それぞれ最低基準の目的は少し大きくなっていますが、施設そして人について、ここ  
でこういった内容で記載をさせていただきまして、その下で、施設の基準でありますとか、  
職員については、それぞれ職員の内容については、9条でありますとか22条、こういった  
ところで、規定をさせていただいておりますので、そういったご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、よろしいですか。

ほかに。ないようでありますので……8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）おはようございます。

乳児等通園支援制度ということ、毎月1人、利用を見込まれているということですか、料  
金設定等とも言われていますが、料金は無料なんか、設定するんか、また通園してきた場合、  
スタッフ等の対応というか、つけんといかんと思われそうですが、本町の保育においても、スタ  
ッフ、職員、待遇改善等もされておられると思われそうですが、スタッフに、無理等もいかないんか、  
人数は十分足りてやっているのか、また、これをするに当たっての国・県等の支援等もどれ  
ぐらい来るんか、お伺いします。

○議長（岩本さん）執行部答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）4月から運用に当たって、今詰めておりますが大体利用料につ  
きましては、1時間当たり300円の利用料を考えております。

スタッフにつきましては、担当職員を、受入れの担当職員を決めて、それぞれその0歳児、  
1歳児、2歳児、余裕型のところの部屋へ入ってもらいますので、空いておる場合にはそ  
ちらへ入っていただくという受入れになると思います。

ただ、子どもによって、なかなか慣れないといったところもありますので、それは、模  
様を見ながら、保育所とも話をしながら受入れを体制も取っていきたいというふうに考  
えております。

あと、この制度を4月から運用に当たって、例えば1歳児を1時間受け入れますと国の給  
付制度でございますが、1時間当たり1,100円の給付があるというふうに現在のところ  
は国のほうで定められております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）あと受入れのときに面談というか審査もあるということですが、受  
け入れられないような場合は、どういうときに受け入れられなくなるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）そのケースを今、想定して受け入れるというのはなかなか答弁は  
できませんが、面談をして受入れをしていく。受け入れられないケースがあるとすれば、今  
言えるとすれば、例えば1歳児が保育士もう全員、子どもの定員に達しているといった場合  
に受け入れないケースは出てくるというふうに思います。

その場合は、本山町の場合は、一時預かりもしておりますので、そういったご案内をする

こともできるのかなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん）人数が多くて受け入れられない、一時預かりでやっていくぐらいに、保育も今人も減ってきておると思うんで、やっぱりこう増えて子どもの数もいっぱい増えれば、安心してこうやっていけるものでもとなると非常にまたいい効果だ出ると思うんで、できるだけこう受入れが、全て受入れられるようにやるべきと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 質疑ではないようでありますので、ご意見だということで受け止めてくださって。そういうことでよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）9 条と 10 条の関係なのですが、児童等と職員の一般付き要件、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないというようなことが提示されていますし、その事業所においては、職員に対してこの研修行っているかなければいけないというようなことを提示されています。

こういったものは、年度当初そういったものについて、訓練計画とかというものも実際に作って、議会とかそういったところでオープンにされるわけでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。答弁。

○教育長（大西千之さん）この事業を行う場合に、9 条、10 条でそういった職員の要件があるいは技量の向上等を定めているところです。

現在、本山町の受入れの体制としては、保育所で受入れを考えておりますので、当然そういった保育等の技量あるいは研修なんかは毎年行っており、毎年といいますか、そういった受入れのスキルはありますし、研修もしておりますので、問題はございません。

ただ、民間企業者が参入あるいはこの事業をやる場合は、民間とは限らず、この事業をやる場合には、こういった研修あるいは技量の向上が必要であるというこのようなものをここでは規定をしているところです。そういった内容です。

○議長（岩本誠生さん） 5 番よろしいですか。5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）10 条の 2 項のところに、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないというような形の規定がされていますが、職員の方はいろいろな資格をもって対応されていると思いますが、その上において、いろんな事例がでてきた場合に、それに対して研修をやっていかなければいけないというふうなことが書かれていると読んだんですが、そのこのところについては、毎年、今の職員の方に対して、こういった事例があったからこういうことも確認しておいてくれというような形の研修会等は、行われる予定なんではないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん）こども誰でも通園制度につきましては、受入れに当たってうちで受入れる体制についても、今現在保育所で想定しておりますが、この内容につきましても、

研修していく必要があると思いますし、これ以外にも従事する事業者に向けた研修については、詳細を検討もしているということです。そういった研修もしながら受入れといえますか、議論あるいは研修もしていきたいと思っておりますが、子どもの受入れにつきましては、保育所では既に研修をずっとしておりますし、そういった議論がございますので問題はないというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし） 質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第 90 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第 90 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 90 号 本山町乳児等の通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 90 号 本山町乳児等の通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 2．議案第 101 号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第 2、議案第 101 号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を求めます。中西建設課長。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 9：54

再開 9：56

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 以上で、補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 一日でも早い完成が望まれると思いますが、それで、擁壁等の関係もあり仮設道路で上の 2 軒の方も車と移動もされておると思いますが、仮設道路も非常に

通りにくい状態ではないかと思われませんが、できるだけやっぱりこう不便のないように、利便性の向上とまたこれが153日ぐらい延長になるということですが、この間の資材等の高騰等の影響等はあるのかないか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）大石議員のご質問にお答えします。

まず、周辺通行、現在仮設でやっている街路についてのところで、通行されるというところの利用者に関係ですが、今回の内容につきましては、一度、12月に入り地元説明を行っております。

その際にも一応協力をお願いといわゆる普通車両が通らないということがあったので、その点についてご協力をお願いしました。

それから、後段の質問の中の資材等のところ施工業者とも確認しておりまして、現在、要は、その物については発注をかけているので、十分今の契約の中でいけるという話になっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第101号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論の申出なしと認めます。

議案第101号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第101号 工事請負契約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第101号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加議案がありますので、議会運営委員会の要請を行います。

委員長、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 10：04

再開 10：16

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程の追加

○議長（岩本誠生さん）お諮りします。ただいま町長から議案の追加提出がされました。この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって議案第102号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第6号）を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定をいたしました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 10：16

再開 10：17

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長に追加議案名を朗読させます。松葉事務局長。

○事務局長（松葉早苗さん）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん）以上で、朗読を終わります。

提出者の説明を求めます。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）（別紙のとおり追加議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、提案理由の説明を終わります。

これより補足説明を求めます。

追加日程第1、議案第102号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

まず、歳入10款地方交付税について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）歳入14款国庫支出金について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）次、歳出に移ります。

歳出5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）6款商工費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）7款土木費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）12款予備費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 質疑ないようでありますので、逐条質疑を終わります。

これより、総括質疑を行います。

この補正予算に対して総括質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番(松繁美和さん) 物価高騰対策、コロナ以降いろいろ続けていろいろしてきたわけですが、少し国の制度ではありますけれども、ばらまき感が見られるように思うんですね。

それで少しこの重点を絞った交付の在り方ができないかというふうに私はずっとこう考えてきましたが、この今回は、特に牛に関しては特別ですが、前回燃料が大変高騰ということで、少し燃料を使う自動車みたいなこともありましたけれども、この間、福祉、商工業社との懇談の中でも、やっぱり加工業をしているだとか、そういったところにも大変そのエネルギー高騰は、影響がしているというようなこともありました。

どうしてもやはり食料品の高騰でありましたが、学校給食であるとか保育給食、病院給食とか、そういう食材を使って提供する施設、老人ホームなんかもそうですが、そういったことも含めたこう重点的に何かをやるというようなことが必要ではなかったかなというふうに思うんですが、執行部としてそういったこれに至る経過、検討の経過、そういうものがあつたかどうか、そんなことも含めてお伺いしたいと思います。

○議長(岩本誠生さん) 澤田町長。

○町長(澤田和廣さん) お答えします。

今回物価高騰対策ということがございますので、まずは全町民を対象にした取組を考えよう。それから、重点的なものでは、どういうものがあるのかと。

これは、昨年からこういう動きがありましたので、交付が決定されたらすぐに予算化して、今年は1月にこの会がございましたので、もしいざとなれば臨時会をお願いしてでも予算を計上して早く手元へ届くように実施しようということで、庁議で何度か各職場でいろんな声も届いておりましたので、庁議の中で、二度三度、各職場で協議をして、今回の物価高騰対策の活用について協議をしてもらいたいということを持ち帰っていただいて、協議もしてもらったところでございます。

給食費につきましては、公益の負担金になりますけれども、これは、物価高騰分について、公益の負担金を増額をして対応をするということ、これに今回この予算では、対応して予算には出ておりませんが、公益の負担金の中で、そういった物価高騰対策に伴う給食費の値上がり分については、予算措置をしてきたところでございます。

そういった論議の経過を踏まえて、特に畜産については、先ほど担当課長からも説明をしましたとおり、これも今年1年だけの問題ではなくて、非常にこの間、引き続く物価高騰の中で、いわゆる円安がずっと続いておりまして、非常に厳しいと、そういう中で、一方で、先ほど課長言いましたけれども、肉の価格ですね。私結構インバウンドで需要があつて、肉の価格上がっているんじゃないかというふうに思ったんですけども、聞いてみますとやはり需要も落ちていると、肉需要も落ちて、価格がそれほど上がってないということで、非常に畜産事業が厳しい環境にあるという判断をしまして、今回予算計上をさせていただ

いたところでございます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。総括質疑。

ないよう……ありますか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）今回、町民の人、1人、2万5,000円、4月1日より利用、また、畜産のほうの支援のこの使える利用時期は、いつぐらいになるんか。畜産のほうも4月1日から利用なんかどうかと。物価高騰対策なんで、できるだけやっぱり利用時期が早いほうがいいんじゃないかと思われま。

相当今回は、牛の支援ということですが、養鶏とかまた園芸、農業、林業、全ての産業、商業等においてもやはりこう大変厳しい。なかなか人件費とか円安による物価高騰もやっぱり中小零細はなかなか価格転嫁もできない。苦しい。なかなか頑張っておると思われまが、今回、畜産のほうを支援したらまた新年度、令和8年の予算では、また順番に次々事業を支援していくようにしておるんか、畜産の支援もまたやはり今の円安等であれば、支援切れみたいにもなってくると思われまが、今、国のほうにおいても今度、衆議院解散もささやかれている。

この物価高騰について今後のことを聞いているわけよ。ほんで、今後令和8年向けでも影響も出てくると思いますが、今後の切れ目のない予算、支援等についての考えをお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）それと畜産の交付について、いつからというのが明確にされていないので、もし分かっておれば、今の答弁に併せて。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁させていただきます。

畜産のこの頭数の調べが、先ほど説明したとき、2月1日現在で、県下で行われますので、その頭数を基準にしたいと考えております。

頭数のその把握ができましたら、できるだけ速やかに補助金のほうは交付していきたいというふうに考えていまして、2月から3月にかけて補助金の交付の作業を想定しております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）大石議員のご質問にお答えいたします。

今回は、地方創生交付金を活用しての予算計上でありますけれども、議員からありました今後の事業者への支援ということでもありますけれども、これは令和8年度の予算編成を今進めております。

その中で交付金があるなしにかかわらず、住民の方に必要な予算については、現在検討しております。

今後のことは分かりませんが、同様の交付金があり活用できるときがありましたら、それはそれでまた別途幅広く支援の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）今回は、畜産だけに限った重点支援ということですが、これがやはりこう有効的に生かされるようになり、またこう次々の支援につながっていくようにせんと。

今回、1回限りであとのいろんな産業の支援がなかったとかなると非常にまた公平感というのに関わってくると思われますので、そういうことのないようにやっぱり行政のほうとしてもこう切れ目のない支援につなげていくべきと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

先ほど、総務課長からもお答えしましたけれども、令和8年度に向けても予算編成、今取組をしております。

特に、農業支援、令和7年度、令和6年度もでしたけれども、営農継続支援ということで農業機械の購入とか修繕、それから苗ですね、柿なんかの苗代とか、それから令和7年度は堆肥活用の、そういうことでこれ公費があるとかいうこと関係なしに予算計上をしてまいりました。

また、商工業では、スタンプラリーとか地域のそういう経済を少しでも動かそうということで、商会の民様と連携してそういう事業を交付に関係なくやってきましたけれども、そういったことを来年度に向けても今、編成中ですので、こうします、ああしますとは、なかなか言い切れはできませんけれども、そういった予算計上について今、編成作業を進めているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）大石さん、よろしいですか。

ほかに。1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）既に同僚議員に聞かれたんですが、まず、昨年の消費者物価指数は、一般質問のときも言いましたけれども、食料品は6%から7%で、農業用資材、肥料、飼料含むものについては、農林水産省のデータでは3.8%のインフレ率であったと。

ですから実際は、一般の、この町民の皆様の一般生活における消費、物価の上昇率のほうが高いということと、それと同僚議員が言われたように、非常にそういうふうな支援が場当たり的だというふうなことは言われております。

これ非常に恐縮ですが、隣町では、畜産用の飼料、養鶏用の飼料について、年度予算を組んで、どういうふうな一次申請が使われたかというのを全て町のホームページに公表されておりますので、年度計画をもって来年度予算にそういうふうな支援は明らかにしてやってもらいたいのが1点と、それと隣町は既に町民1人当たり3万円の商品券を配る。いなんでも本山町は2万5,000円やというふうになったときに、残りは牛に行ったのよというふうなことを言われるんじゃないかと、畜産にいったのは、600万であって、それは町民1人当たりが1,000円にも満たない金額であるということをかちっと理解して、どうしてう

ちは5,000円少ないんやというのはもともと来た金額が少ないんだということを必ず町民の皆様に認知していただきまして、決して畜産農家の方々がそれによって誹謗中傷を受けることのないようにご配慮を願いたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）もうご指摘のところ、十分気をつけてまいりたいというふうに思います。

それから、場当たりのという、この臨時交付金というような名称も前ありましたけれども、もうこういうのが予算措置されるのかどうかとかいうことは、もう本当に急に出たりしますので、それについてどういうふうにそれを町民の皆さんにうまくこうお届けできるのかということについて、非常に短期間の中で検討しておりまして、そういう意味では、今後そういういった予算の措置につきましては、十分配慮していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。総括質疑。

（発言する声なし）総括質疑ないようでありますので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

ありますか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）質疑でも確認をいたしました、この交付金の行方を決めるときに庁議でもだいたい協議をしたとそれぞれの課から意見を出してもらったと言いますが、私実際に、町中を歩いて商工業者、飲食業者などに本当に聞いて回ったのか、というふうなことがちょっと疑問に残ります。

やはりこれは、ばらまきの予算ですので、そのことを、つまり来た金を使わな、何とかせなもったいないみたいな感じで使うやり方は、住民に対しても、住民の中にもお金はもらったらそれはあるにこしたことはないかもしれんけれども、要らんという人もおります。

0歳から、おるんですよ。実際。こういうお金っていうのは、こんなふうにはばらまいて後また、後が怖いとかいうこともあるんですけどもね、つまり、もらえさえすればいいっていうもんでなくて、有効なお金の活用をしてもらいたいということが根底にあると思います。

非課税世帯でやるとか、単身高齢者であるとか、1か月5万ほどの年金で暮らしてる方やとか、いうなことに重点的に配布したほうがいいんじゃないかっていう方もおると思うんですよ。

でも、そこの線を引くのがなかなかやっぱり難しいので、全員に一律にやれば、一律にやれば公平だというふうに見る向きがあるんじゃないかと思うんですが、0歳の方にもそれから働き盛りの30代、40代にもそして、年金生活だけの方にも一律というのが本当に公平かどうかというそういう考えに立ち入ったときに、今までそんなに私にもこのことには、

行き渡るということは大事かと思って、反対もしてきませんでしたが、今回は明確に反対を申し上げておきます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに賛成討論の方。

いませんか。賛成討論。

（「なし」の声あり）討論ないようでしたら討論なしと認めます。

それでは、議案第102号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第102号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第102号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3．発議第1号 弁護士等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生さん）それでは、ここで通常の日程に戻ります。

日程第3、発議第1号 弁護士等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書（案）を議題といたします。

発議者に提出並びに趣旨説明を求めます。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、提出並びに趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）大事な意見書だと思い、その提案の趣旨にも賛同しつつ、ただ1点ちょっと分からない、分からないというか、どう考えたらいいかということをお伺いしますが、意見書（案）の後段、下から2つ目の段落のその後段です。

そのためには、地方自治体による予算措置のほか、国からの補助も検討されなければならないということで、この要望の意見書の4つ目の十分な予算措置ということが、これは国に対して求められるべきものと思いますけれども、ここに地方自治体で予算措置というのが出てくることについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 10：54

再開 10：55

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）すみません。ちょっと勉強不足で。

町村に求めているものではなくて、県のほうに求められているものでありますので、それでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）そのことは、私も理解をしておりました。

警察は県の管轄ですので、恐らくそういうことかなと思いましたが、だから地方自治体というのは、別に町村とは思っていないくて、県とは思っておりましたが、しかし、その予算措置も含めて国が措置をすべきものではないかなと思ったので、つまり、一時的には県が予算を組むにしても、そのいわゆる後ろ盾というか、それは国の予算でやるべきと思ったので、そういうことからすると少しここは誤解があるのではないかな、あるいは一時的にもやっぱり地方自治体、県に予算措置をしなければならないのかなというふうに思って、そのさび分けについてお伺いを、実はしたかったんです。でも、構いません。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

お諮りします。

発議第1号 弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の法制化を求める意見書（案）は、原案のとおり提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第4．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５．総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第５、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件に係る通知及び閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第７３条第１項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されております。あわせて、各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第７５条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、本件について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生さん）これで本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議会１２月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出いたしました議案、条例の制定及び一部改正が６件、令和７年度本山町一般会計補正予算（第５号）など補正予算５件、工事請負契約の変更について１件、それから人事案件３件、併せまして追加議案として１件を提出させていただきました。合計１６件につきまして、ご審議の上、適切な議決を賜りました。誠にありがとうございました。

さて、今定例会は私にとりまして２期目の最初の定例会でございました。改めまして町民の皆様への命と暮らしを守る、その責務の重大さを認識し、与えていただきました任期、初心に戻り、一生懸命努めてまいらなければならないと身の引き締まる思いでございました。

今回の一般質問では、議員の皆様からも叱咤激励をいただきました。一般質問でご指摘いただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。

また、貴重なご提言などもいただきました。すぐ取り組めることにつきましては、取組んでまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様には、今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。今、長引く物価の高騰などで、町民の皆様の生活や産業に大きな影響が出ております。そうしたことにも思いを寄せ、これからの年度末、そして年度初めに向けての行政運営に当たっていかねなければならないと感じているところでございます。

今年が町民の皆様にとりまして、災害などもなく穏やかな１年になりますことを心からご祈念を申し上げます。

国政のほうも慌ただしくなってきました。１月は行く、２月は逃げると言われますけれども、もうすぐに、この定例会が終わりましたらすぐに３月定例会も目前となってまいります。

議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、言葉足りませんが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本当に、長時間の審議、わたります審議に、熱心な審議に、お礼を申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん） どうもありがとうございました。町長からご挨拶をいただきました。

私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本１２月議会につきましては、皆さん方のご協力によりまして、全ての議案が無事審議され、可決されましたことを誠に感謝を申し上げたいと存じます。

今回の議会は、非常に変則的に１２月の議会といえども１月にわたったということで、町長選の影響もあったわけでございますけれども、それでもなお、皆さん方にあつては、一般質問でも非常に論戦が活発に行われたということで、議会本来の姿が垣間見えたような気がいたします。

しかしながら、新年早々ということがあって、ある程度皆さん方も遠慮がちになったことも確かであると思いますが、町長そういう意味ではですね、２期目を迎えて、ちょっと物足りなかったかも分かりませんが、３月議会では、所信表明もし、それぞれ施政方針かというものを出されますので、それについては、厳しく、所信表明を検討しながら各議員とも手ぐすね引いて待っていると思います。

そういうことでは、また覚悟しておいてやっていただきたいと。いろいろこの議会では、論戦されましたけれども、それを参考に今後も町長の今後の政策に活かしていただきたらというふうに思います。

そういうことで、議員各位におきまして、あと半年間の任期でございますが、お互い協力しながら議会を盛り上げてまいりたいと思います。

国にあつては、間もなく解散の声が聞こえてきておりますので、非常に新年早々慌ただし

い時期になってまいりますけれども、どうか体に気をつけて3月議会また元気でお会いしたいと思います。どうも皆さん方お疲れさまでございました。

以上で、令和7年第8回本山町議会定例会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和8年1月15日

午前 11時05分 閉会